

## スクールバス車内への児童の置き去りに係る再発防止策について

令和5年3月18日(土)に、市立小学校のスクールバスに児童1人が置き去りとなる事案がありました。東広島市教育委員会では、新学期が始まるに当たり、各関係校及びスクールバス運行事業者に対し、次のとおり再発防止の徹底を図っています。

教育委員会としては、二度とこのような事案を発生させないため、学校、運行事業者とも十分に連携し、取り組んでまいります。

### 再発防止策について

#### ○運行事業者に対して

- (1) スクールバス運行マニュアルに基づく乗降確認表により、乗車・降車の児童生徒数を必ず確認すること、及び最終降車地において車内を必ず確認すること、以上を当該運行事業者に強く指示した。
- (2) 最善で確実な防止策は運転手による車内確認であることを、機会あるごとに指導し、危機管理意識の低下の防止を図る。

#### ○スクールバスを運行している小中学校に対して

- (1) スクールバス運行マニュアルに沿った対応を指導している。特に、バス停ごとの班長が運転手に乗車・降車人数を伝えることとして、各学校は継続的に指導している。  
(4/10 始業式に際し、適切に実施されていることを各校に確認済み。)
- (2) 児童生徒のリスク回避訓練の定期的実施を要請している。
- (3) 事故のあった小学校では、児童による運転手への人数報告等がスムーズに行えているかなどについて確認するため、昨日から今週中の予定で下校便のスクールバスに教職員が同乗している。

### 当該運行事業者に対する処分等について

- (1) 当該事案を発生させた運転手をスクールバス運行業務から外すこと。
- (2) 契約期間中、最終降車地において運転手のほか、他のバスの運転手が車内を目視で確認すること。これらを含む改善勧告を、教育委員会学校教育部長から当該運行事業者の代表者に対して行う。